

岩手県告示第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、山田町から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成29年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

1（1）種類 都市計画施設（道路）

（2）名称 3・5・1号細浦柳沢線、3・4・3号北浜関谷線、3・4・4号川向長崎線、3・5・10号柳沢北浜線

2（1）種類 都市計画施設（公園）

（2）名称 2・2・8号柳沢2号街区公園、2・2・9号柳沢3号街区公園、2・2・12号北浜2号街区公園